

県民税

個人県民税



納める人

毎年1月1日現在で

- 県内に住所がある人……………均等割と所得割
- 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている人で、
その市町村内に住所のない人……………均等割



納める額

	県民税	(参考)市町村民税
均等割	年額 2,200円	年額 3,000円
所得割	4% (仙台市2%)	6% (仙台市8%)

令和6年度から、県民税と市町村民税の均等割と併せて、年額1,000円が森林環境税として課税されます。

※平成23年4月1日以降、「みやぎ環境税」の実施に伴い、年額1,200円が個人県民税均等割額に加算されています。

◆所得割額の計算方法◆

- ①所得金額=前年の収入金額-必要経費等
- ②課税所得金額=所得金額-所得控除
- ③所得割額=課税所得金額×税率-税額控除

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費 (専従者控除を含む)} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array}$$
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 退職所得等は、別の方法で計算されます。

※令和6年度に限り、県民税と市町村民税と合わせて1万円が定額減税として控除されます。

所得の種類	所得金額の算出方法
①利子所得 公社債・預貯金等の利子など	所得金額=収入金額
②配当所得 株式や出資の配当など	所得金額=収入金額-株式等の元本を取得するために要した負債の利子
③不動産所得 地代・家賃など	所得金額=収入金額-必要経費
④事業所得 事業から生じる所得	所得金額=収入金額-必要経費
⑤給与所得 給与・賞与・賃金など	所得金額=収入金額-給与所得控除額(別表参照)
⑥退職所得 退職金・一時恩給など	所得金額=(収入金額-退職所得控除額) × 1/2 ※勤続年数5年以内の法人役員等に対する退職手当等については、1/2にする措置は適用されません。
⑦山林所得 山林の伐採等で生じる所得	所得金額=収入金額-必要経費-特別控除額(最大50万円)
⑧譲渡所得 機械器具・宝石・書画・骨とう・特許権・著作権などの資産を売った場合に生じる所得	所得金額=収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額(最大50万円) ※5年超保有の資産を譲渡した場合、課税対象となる金額は上記の1/2となります。
⑨一時所得 生命保険や損害保険の満期返戻金・賞金・懸賞金など	所得金額=収入金額-必要経費-特別控除額(最大50万円) ※課税対象となる金額は上記の1/2となります。
⑩雑所得 公的年金・生命(損害)保険の年金・上記①~⑨以外の所得など	公的年金等:所得金額=収入金額-公的年金等控除額 公的年金等以外:所得金額=収入金額-必要経費



給与所得控除

給与収入の金額(年収)	控除額
162万5千円以下の場合	55万円
162万5千円を超える180万円以下の場合	収入金額×40%-10万円
180万円を超える360万円以下の場合	収入金額×30%+8万円
360万円を超える660万円以下の場合	収入金額×20%+44万円
660万円を超える850万円以下の場合	収入金額×10%+110万円
850万円を超える場合	195万円

(注) 実際には収入金額が660万円未満の場合には、所得税法別表第五により求めます。



専従者控除（事業所得者が一定の条件を満たす場合に受けられます。）

青色事業専従者…支払給与額

白色事業専従者…50万円まで（配偶者の場合には86万円まで）



所得控除

項目	控除額
1 雜損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額-保険等により補てんされた額) - (所得金額×1/10) ②(災害関連支出額-保険等により補てんされた額) - 5万円
2 医療費控除	(医療費-保険等により補てんされた額) - (10万円又は所得金額×5/100のいずれか低い額) ※控除限度額200万円 支払ったスイッチOTC医薬品購入費の総額-保険等により補てんされた額-12,000円 ※控除限度額88,000円
3 社会保険料控除	支払った額
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った額
5 生命保険料控除 (個人年金保険料) (介護医療保険料)	保険毎にそれぞれ計算して合算した金額（控除限度額70,000円） ①旧契約：生命保険・個人年金（平成23年12月31日以前に契約） 15,000円以下 支払った保険料の全額 15,000円超40,000円以下 支払った保険料×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 支払った保険料×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 ②新契約：生命保険・個人年金・介護医療（平成24年1月1日以降に契約） 12,000円以下 支払った保険料の全額 12,000円超32,000円以下 支払った保険料×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下 支払った保険料×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円
6 地震保険料控除	地震保険料と長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれ計算して合算した金額（控除限度額25,000円） ①地震保険料 50,000円以下 支払った保険料の1/2 50,000円超 25,000円 ②長期損害保険料（平成18年12月31日までに契約したもので一定の要件を満たすものに限る） 5,000円以下 支払った保険料の全額 5,000円超15,000円以下 支払った保険料×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円
7 障害者控除	26万円（特別障害者は30万円）（同居特別障害者は53万円）
8 寡婦控除	26万円（前年の合計所得金額が500万円以下の場合に限ります。）
9 ひとり親控除	30万円（前年の合計所得金額が500万円以下の場合に限ります。）
10 勤労学生控除	26万円（前年の合計所得金額が75万円以下の者）
11 配偶者控除	最高額33万円（配偶者が70歳以上の場合は38万円） ※配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の場合に限ります。 ※令和元年より、本人の合計所得金額に所得制限が設けられ、所得金額に応じて控除額が減少します。
12 配偶者特別控除	最高額33万円 ※生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に限ります。 ※令和元年より、配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられるとともに、本人の合計所得金額に応じて控除額が減少します。
13 扶養控除	①一般の扶養親族（15歳以下）0円 ②一般の扶養親族（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）33万円 ③特定扶養親族（19歳以上23歳未満）45万円 ④老人扶養親族（70歳以上）38万円 ⑤同居老親扶養親族（70歳以上）45万円 ※前年の合計所得金額が48万円以下の場合に限ります。
14 基礎控除	最高額43万円 ※令和3年度より、本人の合計所得金額に所得制限が設けられ、本人の合計所得金額に応じて、控除額が減少します。



税額控除

課税所得に税率を乗じた額から差し引く額のことで、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除及び税源移譲による調整控除等があります。

◆寄附金税額控除について◆

前年中の①都道府県、市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）、②住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社支部に対する寄附金、③県または市町村の条例で定める寄附金等の額に基づき、下記(1)と(2)の合計額を控除します。

$$(1) \left[\left(\frac{\text{①②③の合計額}}{\text{年間所得金額} \times 30\%} \right) \text{の少ない方の額} - 2,000\text{円} \right] \times \begin{cases} \text{県民税 } 4\% (\text{仙台市 } 2\%) \\ \text{市町村民税 } 6\% (\text{仙台市 } 8\%) \end{cases}$$

$$(2) \left(\text{①} - 2,000\text{円} \right) \times \left[\frac{90\% - (0\sim45\%)}{\text{寄附者に適用される所得税の限界税率}} \times \frac{1.021}{\text{平成26.1.1~復興特別所得税調整分}} \right] \times \begin{cases} \text{県民税 } 2/5 (\text{仙台市 } 1/5) \\ \text{市町村民税 } 3/5 (\text{仙台市 } 4/5) \end{cases}$$

※(2)は、県民税または市町村民税の所得割額の2割を限度とします。

◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について◆

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方で、平成26年4月から令和3年12月31日までに入居された方は、所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）を、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居された方は5%（最高97,500円）を上限として、個人住民税から控除することができます。所得税の確定申告書を提出した方や給与所得のみの方は申告書の提出は不要です。



申告と納税

- ・3月15日までに1月1日現在の住所地の市町村に申告書を提出しなければなりません。
- ・所得税の確定申告書を提出した人や給与所得のみの人は申告書を提出する必要はありません。なお、所得税の確定申告書を提出する場合は、「住民税・事業税に関する事項」の欄の該当事項を必ず記載してください。
- ・特別微取される給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から天引きされます。その他の方は、市町村から送付される納税通知書（納付書）により通常は6月、8月、10月、1月の年4回市町村民税と併せて納めることになっています（市町村の条例によって納期限は異なる場合があります。）。

◆妻がパートタイムで働いた場合の住民税・所得税（妻に扶養親族がない場合）◆

○令和6年度の住民税（令和5年中のパート収入が対象）

パ　ー　ト　年　収	住　民　税		夫の所得から住民税の配偶者控除が受けられるかどうか
	所得割	均等割	
100万円以下の場合	かからない	かからない*	
100万円を超え103万円以下の場合	かかる	かかる	受けられる
103万円を超える場合			受けられない

※ 市町村の条例により異なる場合があります。

○令和6年の所得税（令和6年1月1日から令和6年12月31までのパート収入が対象）

パ　ー　ト　年　収	所　得　税	夫の所得から所得税の配偶者控除が受けられるかどうか
103万円以下の場合	かからない	受けられる
103万円を超える場合	かかる	受けられない

○個人住民税の特別徴収制度

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（県民税及び市町村民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

宮城県と県内市町村は、従業員の方々の利便性を向上させるとともに、税の賦課徴収の公平性を確保するために、従業員に係る個人住民税の特別徴収をしなければならない事業主について、特別徴収義務者として一斉指定することを推進しています。

○特別徴収制度のメリット

- ・普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、従業員は1回当たりの納税額が少なくて済みます。
- ・従業員が納期ごとに金融機関等で納税する手間が省けます。
- ・普通徴収のように納め忘れにより滞納となったり、延滞金が発生する心配がありません。

ふるさと納税制度と寄付の手続きについて

■ ふるさと納税制度とは

自分が生まれ育ったふるさとや関わりが深い地域を応援したいと思う気持ちにお応えするため、応援したいと思う都道府県・市区町村に2,000円を超える寄附を行った場合、一定の限度額まで所得税と合わせて個人住民税が控除(軽減)される制度です。

【控除イメージ(※1)】

ふるさと納税額 30,000円				
適用下限額 2,000円	【所得額】 所得控除による軽減 (※3) (30,000円-2,000円) ×20% ^(※2) =5,600円	【個人住民税】 税額控除 (基本分) ^(※3) (30,000円-2,000円) ×10% =2,800円	【個人住民税】 税額控除(特例分) (30,000円-2,000円) × (100%-10%-20%) ^(※2) =19,600円	所得割額の 2割を限度
所得税と合わせた控除額 28,000円				

※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

■ ふるさと宮城寄附金について

宮城県では、「ふるさと宮城寄附金」として、ご寄附のお申し込みをいただいている。宮城県外にお住まいでのご寄附をいただいた個人の方に、お礼として宮城県の特産品を贈呈しています。

【ご寄附の手続き、納付方法等のお問い合わせ先】

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県庁「ふるさと宮城寄附金」推進事務局(総務部税務課内)

電話: 022-211-2323 FAX: 022-211-2396

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/site/furusatonouzei/>

E-mail: furusato@pref.miyagi.lg.jp



■ 寄附の使いみち

ご寄附のお申し込みの際に、寄附金の使いみち(活用先)について、以下のメニューから1つお選びいただけます(事業概要は、宮城県ふるさと納税ホームページをご覧ください)。

- 1) 東日本大震災からの復旧・復興応援
- 2) スポーツを通じたみやぎのまちづくりを応援
- 3) 救える命、ニャンとかしたい!(動物愛護)
- 4) 困難を抱える子どもに笑顔と輝く未来を
- 5) 絆がつなぐ伊達なみやぎの観光を応援
- 6) 東日本大震災の被災地応援!「いちご」が取り戻した笑顔を次の世代へ
- 7) 頑張るみやぎの水産業を応援!
- 8) 日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」文化財で地域を元気にしよう!
- 9) ふるさとMIYAGIの子どもを守るっちゃ!安全・安心な通学路対策
- 10) 知事おまかせ(上記1~9を含めた、県政の推進全般に活用)

■ 確定申告

1月1日から12月31日までの間に行なった寄附について、翌年3月15日までに住所地を管轄する税務署に確定申告をすると、一定の限度額まで所得税と合わせて個人住民税が軽減されます。このとき、金融機関または「ふるさと宮城寄附金」推進事務局が発行した領収書が必要になります。

※確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」については、宮城県ふるさと納税ホームページなどをご覧ください。

ご注意ください! ふるさと納税は、寄附を強要するものではありません。
ふるさと納税をかたった振り込め詐欺などには十分にご注意ください。

法人県民税

納める人

- 県内に事務所・事業所を有する法人……………均等割と法人税割
- 県内に事務所・事業所はないが、
寮・宿泊所・クラブ等を有する法人……………均等割
- 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で
県内に事務所・事業所を有するもの……………法人税割

納める額

県民税

均等割	区分	事業年度の終了の日	平成23年4月1日以降※1
	資本金等の額を有しない法人 資本金等の額が1,000万円以下の法人	年額	22,000円
	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額	55,000円
	〃 1億円を超え10億円以下の法人	年額	143,000円
	〃 10億円を超え50億円以下の法人	年額	594,000円
	〃 50億円を超える法人	年額	880,000円
	収益事業を行わない公益法人等 ※2	免除	

※1 「みやぎ環境税」（超過課税）を含みます。

※2 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人（非営利型）、NPO法人及び認可地縁団体に限ります。また、収益事業を行うNPO法人については、設立から3年以内に終了する事業年度に限り、その収益事業が赤字の場合に免除されます。

法人税割	区分	事業年度始期	法人税額または個別帰属法人税額
	〔超過税率〕 次のいずれかに該当する法人 ・資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人 ・法人税額または個別帰属法人税額が年1,000万円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社 ・資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社 ・投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人 ・法人税法に規定する受託法人 ・解散（合併による解散を除く）による清算所得に対する法人税を課される法人 ※	平成26年10月1日以降 令和元年9月30日までに開始する事業年度	4.0%
		令和元年10月1日以降に開始する事業年度	1.8%
	〔標準税率〕 上記以外の法人	平成26年10月1日以降 令和元年9月30日までに開始する事業年度	3.2%
		令和元年10月1日以降に開始する事業年度	1.0%

※ 平成22年9月30日までに解散した法人が該当します。平成22年10月1日以降に解散した法人は該当しません。

申告と納税

- 確定申告…事業年度終了の日から2か月以内
(一定の理由により決算が確定しない法人は、申告期限を延長される場合があります。)
- 中間（予定）申告…事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内

県民税利子割

納める人

県内の金融機関等から利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関等を通じて納めます。

納める額

支払いを受ける利子等の額の 5 %

非課税制度

対象者	種類・内容	非課税限度額
身体障害者等	少額預金非課税制度（マル優） 少額公債非課税制度（特別マル優）	350万円
給与所得者	財産形成住宅貯蓄 財産形成年金貯蓄	合わせて 550万円

- その他、所得税法等の規定により所得税が非課税とされる利子等

申告と納税

金融機関等が毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納税します。

その他

- 県に納められた県民税利子割額のうち、約5分の3が市町村に交付されます。



県民税配当割

納める人

県内に住所を有し、特定の配当等の支払いを受ける個人が、その配当等を支払う者を通じて納めます。

納める額

支払いを受ける配当等の額の 5 %

申告と納税

配当等の支払いをする者が毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納税します。

ただし、平成22年1月1日以降に源泉徴収選択口座内で受け入れる配当等については、当該口座を開設した証券会社が特別徴収義務者として徴収し、毎年1月10日までに前年度分を申告し、納税します。

その他

- ・配当割が特別徴収された所得を申告した場合には、所得割として課税されますので、所得割額から配当割額相当額を控除できます。
- ・県に納められた県民税配当割額のうち、約5分の3が市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

納める人

県内に住み、所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における株式譲渡所得または源泉徴収口座における信用取引の差金決済の差益支払いを受ける個人が、その口座を開設した証券会社を通じて納めます。

納める額

源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額の 5 %

申告と納税

源泉徴収口座を開設した証券会社が特別徴収義務者として徴収し、毎年1月10日までに前年徴収分をまとめて申告し、納税します。

その他

- ・株式等譲渡所得割が特別徴収された所得を申告した場合には、所得割として課税されますので、所得割額から特定株式等譲渡所得割額相当額を控除できます。
- ・県に納められた県民税株式等譲渡所得割額のうち、約5分の3が市町村に交付されます。

事業税

事業税は、事業を行う場合には道路等の公共施設を利用し、また、各種の行政サービスを受けるので、その経費の一部を負担してもらうという考え方により設けられているものです。事業税には、個人の事業税と法人の事業税とがあります。

個人事業税



納める人

県内に事務所、事業所等を設けて事業を行う個人です。



納める額

課税所得（所得から各種控除を差し引いたもの）に次の税率を乗じた額

区分	税率	事業の種類					
第1種 (37業種)	5%	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業	製造業
		電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業	運送取扱業	船舶定係場業
		倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業	出版業	写真業
		席貸業	旅館業	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業
		仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業 (第3種のものを除く)		演劇興行業
		遊技場業	遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業
		案内業	冠婚葬祭業				
第2種 (3業種)	4%	畜産業（農業に附隨するものを除く）			水産業	薪炭製造業	
第3種 (30業種)	5%	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業	司法書士業
		行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業
		社会保険労務士業	コンサルタント業	監督者業	計業	不動産鑑定業	デザイン業
		美容業	美容業	クリーニング業	公衆浴場業 (銭湯)	諸芸師匠業	歯科衛生士業
		測量士業	土地家屋業	海代理士業	印刷製版業	歯科技工士業	
		調査士業					
	3%	装蹄師業					あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう 柔道整復その他の医業に類する事業

※主として家族などの自家労力を用いて行う第2種事業には、課税されません。



控除の種類

- ①事業専従者控除、②損失の繰越控除（所得税における青色申告者のみ）、③被災事業用資産の損失の繰越控除、④事業用資産の譲渡損失の控除、⑤事業用資産の譲渡損失の繰越控除（青色申告者のみ）、⑥事業主控除（年額290万円）



申告と納税

- ・申告は3月15日までです（所得税・住民税の申告をした人は、申告したこととみなされます）。
- ・年の途中で事業を廃止したときは、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に申告しなければなりません。
- ・通常、8月と11月の2回に分けて、納税通知書（納付書）により納めます。

※個人の事業税の納税には、便利な口座振替制度をご利用ください。詳しくは、41ページをご覧ください。

法人事業税



納める人

- ・県内に事務所、事業所を設けて事業を行っている法人並びに法人でない社団または財団で収益事業または法人課税信託の引受けを行うもの
- ・法人課税信託の引受けを行う個人で、県内に事務所・事業所を設けて事業を行うもの



課税標準

法人区分	課税標準額
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業（注1）を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人）・保険業を行う法人	収入割（注2）
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人のうち資本金の額が1億円以下の法人	収入割及び所得割（注3）の合算額
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人のうち資本金の額が1億円超の法人	収入割、付加価値割（注4）及び資本割（注5）の合算額
特定ガス供給業（注6）を行う法人（特別一般ガス導管事業者による供給区域内でガス製造事業を行う法人）	収入割、付加価値割及び資本割の合算額
その他の事業を行う法人	所得割
	外形標準課税法人

（注1）特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

（注2）収入割：各事業年度の収入金額

（注3）所得割：各事業年度の所得及び清算所得

（注4）付加価値割：各事業年度の付加価値割額

（注5）資本割：各事業年度の資本金等の額（無償増資等を行った場合は調整後の金額）

（注6）特定ガス供給事業については、令和4年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。





税 率

(法72条の24の7) (条例41条、条例附則10条の2、10条の2の2、10条の2の3)

次のいずれかに該当する法人……「みやぎ発展税」として超過税率を適用

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・所得が年4,000万円を超える法人（所得課税法人）
- ・収入金額が年3億2,000万円を超える法人（収入金額課税法人）
- ・解散（合併による解散を除く）による清算所得に対する事業税を課される法人（平成22年9月30日までに解散した法人のみ）
- ・保険業法に規定する相互会社
- ・資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社

上記以外の法人……標準税率を適用

法人区分	事業年度開始の日及び税率区分						事業の区分 (地方税法 第72条の2 第1項各号)
	平成27年 4月1日以降	平成28年 4月1日以降	令和元年 10月1日以降	令和2年 4月1日以降	令和4年 4月1日以降	超過税率 (標準税率)	
以下の事業 以外の事業 を行 う法 人	普通法人 (特別法人、 外形標準課税 法人以外)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額の	3.65% (3.4%)	3.65% (3.4%)	3.75% (3.5%)	3.75% (3.5%)
			所得のうち年400万円を超える800万円以下の金額の	5.465% (5.1%)	5.465% (5.1%)	5.665% (5.3%)	5.665% (5.3%)
			所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の	7.18% (6.7%)	7.18% (6.7%)	7.48% (7.0%)	7.48% (7.0%)
			3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の	7.18% (6.7%)	7.18% (6.7%)	7.48% (7.0%)	7.48% (7.0%)
	特別法人 (協同組合、 信用金庫、 医療法人等)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額の	3.65% (3.4%)	3.65% (3.4%)	3.75% (3.5%)	3.75% (3.5%)
			所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の	4.93% (4.6%)	4.93% (4.6%)	5.23% (4.9%)	5.23% (4.9%)
			3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の	4.93% (4.6%)	4.93% (4.6%)	5.23% (4.9%)	5.23% (4.9%)
	外形標準 課税法人 事業年度末の 資本金の額又 は出資金の額 が1億円を超 える法人	付加価値割		0.756% (0.72%)	1.26% (1.2%)	1.26% (1.2%)	1.26% (1.2%)
		資本割		0.315% (0.3%)	0.525% (0.5%)	0.525% (0.5%)	0.525% (0.5%)
		所得割	所得のうち年400万円以下の金額の	1.755% (1.6%)	0.395% (0.3%)	0.495% (0.4%)	0.495% (0.4%)
			所得のうち年400万円を超える800万円以下の金額の	2.53% (2.3%)	0.635% (0.5%)	0.835% (0.7%)	0.835% (0.7%)
			所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の	3.4% (3.1%)	0.88% (0.7%)	1.18% (1.0%)	1.18% (1.0%)
			3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の	3.4% (3.1%)	0.88% (0.7%)	1.18% (1.0%)	1.18% (1.0%)
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業（※）を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人）・保険業を行う法人		収入割	収入金額の	0.965% (0.9%)	0.965% (0.9%)	1.065% (1.0%)	1.065% (1.0%)
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業（※））を行う法人	資本金の額又 は出資金の額 が1億円超の 法人	収入割	収入金額の			0.8025% (0.75%)	0.8025% (0.75%)
		付加価値割	付加価値額の			0.3885% (0.37%)	0.3885% (0.37%)
		資本割	資本金等の額の			0.1575% (0.15%)	0.1575% (0.15%)
		上記以外の法人	収入割	収入金額の		0.8025% (0.75%)	0.8025% (0.75%)
			所得割	所得金額の		1.9425% (1.85%)	1.9425% (1.85%)
特定ガス供給業を行う法人 (特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人)		収入割	収入金額の			0.519% (0.48%)	0.519% (0.48%)
		付加価値割	付加価値額の			0.8085% (0.77%)	0.8085% (0.77%)
		収入割	資本金等の額の			0.336% (0.32%)	0.336% (0.32%)

（※）超過税率は、平成20年3月1日から令和10年2月末日までに終了する各事業年度に適用されます。

（※）平成22年10月1日から令和元年9月30までに開始する事業年度については、地方法人特別税（国税）が別途課税されます。

（※）令和元年10月1日以降に開始する事業年度については、特別法人事業税（国税）が別途課税されます。

（※）特定卸供給業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

（※）特定ガス供給業については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から上記税率が適用されます。

申告と納税

- ・確定申告…事業年度終了の日から2か月以内
(一定の理由により決算が確定しない法人は、申請により申告期限を延長される場合があります。)
- ・中間（予定）申告…事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内